

普通預金等共通規定

1. 普通預金等共通規定

普通預金等共通規定は、以下の預金（以下「この預金」という）に共通して適用します。

- (1) 総合口座
- (2) 普通預金
- (3) 貯蓄預金
- (4) 通知預金
- (5) 納税準備預金

2. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金は、第1項もしくは第2項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1項もしくは第2項の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

(1) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）に該当すること、または第1号から第5号のいずれか一つにでも該当することが判明した場合。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) 預金者が、自らまたは第三者を利用して第1号から第5号のいずれか一つにでも該当する行為をした場合。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤その他第1号から第4号に準ずる行為

3. 届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等

- (1) 通帳、証書（以下「通帳等」という）もしくは印鑑を失ったとき、または、印鑑、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出ください。
- (2) 第1項の印鑑、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳等または印鑑を失った場合、この預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳等の再発行にあたっては、当行が定める通帳等の再発行手数料をご負担いただきます。

4. 印鑑照合

この通帳等、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第5条により補てんを請求することができます。

5. 盗難通帳等による払戻し等

(1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という）については、第1号から第3号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 第1項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を第4条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 第1項および第2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合は、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況について当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において第1項にもとづく補てんの請求に応じることは出来ません。また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合でも、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合は、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

6. 成年後見制度の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出してください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出してください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に当行に届出してください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届出してください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳（証書）は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

8. 手数料

- (1) 預金に当行所定の枚数を超える硬貨を預入れされる場合、当行所定の多硬貨入金手数料により手数料をいただきます。（ただし、個人のお客様を除く）
- (2) 預金から当行所定の枚数を超える金種指定による払戻しをされる場合、当行所定の両替手数料により手数料をいただきます。

9. 規定の変更

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認める場合には、店頭表示、ホームページ告知その他の相当な方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

10. 休眠預金等活用法等に関する規定

- (1) 休眠預金等活用法にかかる異動事由

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等にかかる資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という）にもとづく異動事由として取扱います。

- ①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払にかかるものを除く）
- ②手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限る）
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本号において「公告」という）の対象となっている場合に限る）

A. 公告の対象となる預金であるかの該当性

B. 預金者が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳すべき取引がなかった場合を除く）もしくは繰越があつたこと

⑤通帳式通知預金の場合、同一通帳内の各預入れについて、第1号から第4号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

(2) 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等

①この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

A. 第1項に掲げる異動が最後にあつた日

B. 将来における預金にかかる債権の行使が期待される日として第2号で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として第2号において定める日

C. 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。

D. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

②第1号のB.において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次のA.からE.に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、次のA.からE.に掲げる事由に応じ、当該のA.からE.に定める日とします。

A. 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日もしくは異動があつた場合は取引日）

B. 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと
当該支払停止が解除された日

C. この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む）の対象となったこと
当該手続きが終了した日

D. 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替（投資信託取引または勤労者財産形成預金にかかるものを除く）その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限る）
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

E. 通帳式通知預金の場合、同一通帳内の各預入について、前A.からD.に掲げる事由が生じたこと

他の預金にかかる最終異動日

(3) 休眠預金等代替金に関するお取扱い

①この預金について長期間お取引が無い場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金代替金債権を有することになります。

②第1号の場合、預金者等は、当行を通してこの預金にかかる休眠預金代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金代替金債権の支払を受けることができます。

③預金者等は、第1号の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、預金者は、休眠預金等活用法第

7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

- A. この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払にかかるものを除く）が生じたこと
- B. この預金について、手形または小切手の呈示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限る）
- C. この預金にかかる休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む）が行われたこと
- D. この預金にかかる休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

④当行は、次のA. からC. に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって第3号による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- A. 当行がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- B. この預金について、第3号のB. に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- C. 第3号にもとづく取扱いを行う場合には、預金者が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

（4）通知

この預金について、第2項に掲げる最終異動日等から9年以上経過した場合、届出住所宛てにご連絡させていただきます。

*お届けの住所に変更があった場合、必ず当行へ届出ください。